

大鰐町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所の指定及び更新)

第2条 指定事業者の指定は、法第115条の45の5に定めるところによって、指定を受けようとする者の申請により、事業の種類及び事業所ごとに行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、総合事業を開始する2か月前までに大鰐町介護予防・日常生活支援総合事業指定（更新）申請書（様式第1号）を町長へ届け出なければならない。

3 第1項の指定に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6の基準によるものとする。

4 第1項の指定の有効期間は、指定のときから6年とする。指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

5 指定の更新を受けようとするときは、指定の有効期間満了日の3か月前までに大鰐町介護予防・日常生活支援総合事業指定（更新）申請書（様式第1号）を町長へ届け出なければならない。

6 町長は、第2項及び第5項の申請があったときは速やかに内容を審査し、大鰐町介護予防・日常生活支援総合事業指定通知書（様式第2号）を交付する。

7 前項の規定による通知書の交付を受けた第1号事業者（以下「指定事業者」という。）は、当該通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(みなし事業所)

第3条 平成27年3月31日時点で指定を受けている事業所については、指定事業者の指定を受けているものとみなす。

2 前項の指定期間は、指定事業者の指定を受けた日から平成30年3月31日までの期間とする。

(指定の拒否)

第4条 指定事業者の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより、大鰐町介護保険事業計画において見込んだ地域支援事業に係るサービス計画量を超過する場合や地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出)

第5条 指定事業者は、当該指定事業所について、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、変更届出書(様式第3号)により、町長に届け出しなければならない。

(1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設にあっては、当該施設を含む。)の名称及び所在地

(2) 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 管理者

(4) 事業者の条例等(当該事業に関するものに限る。)

(5) 施設の構造、設備(当該事業に関するものに限る。)

(6) 運営規程

(事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の提供)

第6条 指定事業者は、第1号事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開する日の1か月前までに、廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により、町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該事業所においてサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き従前のサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう地域包括支援センター、他のサービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

(衛生管理)

第7条 指定事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第8条 総合事業に従事する者及び従事者であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第9条 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、指定事業者に対し、法第115条の45の7の規定による報告等を求めることができる。

(勧告、命令、公表等)

第11条 町長は、指定事業者が別に定める基準に従って事業を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、法第115条の45の8の規定による勧告、命令、公表等を行うことができる。

2 町長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定事業者の指定の取消等)

第12条 町長は、法第115条の45の9の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消す、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則（平成30年告示第130号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第61号）

この要綱は、告示の日から施行する。